

別紙1-1

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 谷 口 雄 治

論 文 題 目

職業能力評価システムの日英米比較研究  
—職業教育訓練との関連で—

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 寺田 盛紀

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 西野 節男

名古屋大学高等教育研究センター教授 夏目 達也

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 横山 悦生

## 別紙 1 - 2

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、日本、イギリス、アメリカの職業能力評価制度、狭義に就業制限を伴う職業資格制度と広義に各種の能力検定制度を包含した、OECD で使用されている“Qualification”にあたる制度に関して、職業教育訓練制度との関連で(その一部として)、比較職業教育学的に分析することを課題にしている。この作業を通して、3か国の政策論と実際のシステムの特質(共通性と差異性)を明らかにし、職業能力評価制度構築上の社会的・教育的諸条件を抽出することが企図されている。

論文は、序章と第1章の共通部分、第1部日本、第2部アメリカ、第3部イギリスの4部・全10章構成、また3か国それぞれについて職業教育訓練政策や労働市場全体の分析と職業能力評価システムの部分を対にした構成になっている。

序章では、内外の先行諸研究の検討を通じて、Qualification に関わる概念の整理と自身の両義的分析概念活用の妥当性、比較分析のアプローチとしての Greinert, W.-D.(1998)のシステム分析枠組みや寺田の3次元比較分析枠組み(2000)における規制主体の側面に焦点化した、職業能力評価システムの具体的な分析の必要性が提案される。

第1章「国際機関の勧告にみる職業教育訓練及び職業能力評価の動向」では、1960年代以降のILOやUNESCOの政策展開が追跡され、とくに2001年のUNESCOや2004年のILOの勧告以降、職業能力評価の基本理念が、個人志向の生涯学習や知識、スキルよりも形式陶冶的な“competency”志向に転換していることが示されている。

第1部(日本)第2章「日本における職業訓練政策の展開と生涯訓練の概念・意義」では、わが国における1969年以降の労働行政系列の職業能力開発政策が分析され、とくに、1995年の日経連の「新時代の日本的経営」(雇用の3タイプへの複線化の提案)以降を受けた2001年の職業能力開発促進法以降、公的職業能力開発・評価枠組みよりも、「個人主体のキャリア形成」(ビジネスキャリア制度やキャリアコンサルティングの制度化)が重視されるようになることが指摘されている。

第3章「日本における職業能力評価システムの展開と課題」では、第1章の分析をより掘り下げ、1984年以降の「社内検定認定制度」(企業主導型評価制度)がそれ以前の公的技能検定から個人主導(2000年代)に転換する上での媒介項になったことが明らかにされている。

第2部(アメリカ)の第4章「アメリカにおける若年労働市場の変化と職業教育政策」では、1980年代と1990年代のアメリカにおいて、テクニシャン(中間的技術者層)もニーズの高まりを背景に「テック・プレップ(Tech-prep)」など中等職業教

## 別紙 1 - 2

## 論文審査の結果の要旨

育と高等教育の接続を目指す”Advanced skills program”の(抽象的思考のスキルや社会的スキルの重視)の登場が跡づけられている。

第 5 章「WIA(労働力投資法)による職業訓練政策の展開」では、1998 年の“Work Investment Act”の成立の労働市場的背景、その政策分析がなされ、同法が職業教育訓練における福祉・社会的包摂という機能が、経済・産業振興のための教育訓練への転換点になったことが明らかにされている。

このような労働市場や職業教育訓練政策全体の分析に基づいて、第 6 章「アメリカにおける職業教育訓練の基盤としての職業能力評価制度の試み」では、2000 年の National Skill Standard Act の政策の特質が分析されている。政府役割の制約と産業界ベースの職業教育訓練、したがってスキルスタンダードにおける Core-skill や Concentration skill などのコンピテンスの側面の重視である。同時に全米レベルの職業能力評価システムが根づきうる社会的・経済的条件として、テクニシャンへのニーズの存在、産業界がスタンダード構築に積極的であること等が指摘されている。

第 3 部(イギリス)の第 7 章「イギリスにおける職業教育訓練政策の課題と特質」では、1964 年の産業訓練法における政府関与の思想から 1981 年サッチャー政権下の改正雇用訓練法以降、公的関与や労働組合の関与が後退し、地方分権型政策や産業界のイニシアティブが拡大されつつも、公的関与の理念として長期失業者や若年者の社会的包摂が根拠になっていたことなどが特徴づけられている。

第 8 章「イギリスにおける職業能力評価枠組みによる職業教育訓練政策」では、1987 年に導入された全国的な職業資格制度である NVQ(National Vocational Qualifications)及び 1991 年以降のアカデミック資格と職業資格の統合システムである GNVQ(General National Vocational Qualification)、その後身である 2008 年以降の QCF(Qualification and Credit Framework)などのシステム分析がなされている。イギリスの職業能力評価システムの軽視における普通教育・アカデミック教育と職業教育の統合志向、教育・福祉と経済・産業の統合志向、分権的改革後の政府関与と労働組合関与の残存などの側面が指摘されている。

終章「3 か国の職業能力評価システムの社会的経済的諸条件とわが国における課題」では、3 か国の比較が総括的になされている。3 か国共通に、能力評価理念における個人のキャリア形成、抽象的・形式陶冶的能力(コンピテンス)重視の傾向、したがって企業における訓練経験を組み込む傾向などが特徴になっていること、他方、英米両国と対比したとき、わが国において国や労働組合の関与、テクニシャンなどの労働市場における高度化ニーズの存在、内部労働市場を伝統とするがゆえの全国的・社会的規模での職業能力評価制度の拡大の障壁という点での重要な差異性が議論されている。

別紙 1 - 2

## 論文審査の結果の要旨

以上の内容について、審査委員から以下のような評価がなされた。

第 1 に、本論文は、これまでのわが国における職業教育や職業訓練の研究において、ほとんど未着手であった職業能力評価(職業資格)制度の研究に焦点化した研究であること。

第 2 に、日米英という、いずれも教育訓練制度における「市場モデル」に属する 3 か国の比較を通して、政策アプローチにおける共通性だけでなく、その差異性に注目を払っていること。

第 3 に、資料分析だけによらず、現地の関係機関を訪問調査した実証的分析であること、などである。

他方、以下の課題、問題が指摘された。

第 1 に、職業能力評価制度の分析を国レベルだけでなく、個々の学校や企業レベルでも掘り下げた調査・研究が必要ではないか。

第 2 に、「市場モデル」と言われるグループに属する諸国以外との比較、例えばフランス(学校・官僚制モデル)、ドイツ(デュアルモデル)との比較が課題として残っている。

第 3 に、全体的に教育省・文部科学省系列の学校職業教育セクターやわが国の職業教育訓練行政における(文部行政と労働行政の)二重構造が十分考察されていないこと、などである。

以上の課題、問題点はいずれも今後に残された課題であり、口述試験等においても論文提出者も十分に認識していると評価される。また上記の本論文の学術的意義を低めるものではない。したがって、審査委員一致して、本論文を博士(教育学)の授与に値するものとして、「可」と判定した。